

「年三・二五パーセント」を「年三・〇五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百四十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七の規定に基づき、平成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号（オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。平成十九年九月二十日

農林水産大臣 若林 正俊

六の(一)の「ア中」生果実の中心部が一・〇度になつた後引き続き十六日間その温度で」を「次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなつた後引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で」に改め、同アに次の表を加える。

生果実の中心部の温度	期間
摂氏一・〇度	十六日間
摂氏二・一度	十八日間
摂氏三・一度	二十日間

六の(一)のイ中「生果実の中心部が一・〇度になつた後引き続き十四日間その温度で」を「次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなつた後引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で」に改め、同イに次の表を加える。

生果実の中心部の温度	期間
摂氏一・〇度	十四日間
摂氏二・一度	十六日間
摂氏三・一度	十八日間

○農林水産省告示第千五百十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百一十号）第一条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八百八十二号（農業近代化資金融通法第一条第三項第四号

の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。平成十九年九月二十日

附則

「年二分」を「年一分八厘」に改める。

附則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百一十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。平成十九年九月二十日

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 熊沢川
- 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第千六百七十一号で指定した土地の区域を除く。）

秋田県鹿角市八幡平 字熊沢外8国有林 三三〇林班 い小班 一号から五号まで 三三四林班 も小班 六号から十二号まで

○国土交通省告示第千二百一十二号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。平成十九年九月二十日

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 おくのく谷
- 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県米原市甲津原 字井戸 一七五九番 一号 一七六一番 二号 五八九番 三号

- 五八八番 一号
- 五八〇番 二号
- 一七六三番 七号
- 一三三九番 六号
- 一三三八番 七号から十号まで
- 一一三四番 十一号
- 一一三三番 十二号
- 一一三二番 十六号

○国土交通省告示第千二百一十三号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。平成十九年九月二十日

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 中尾川
- 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第百七十四号で指定した土地の区域を除く。）

○四国地方整備局告示第七十四号 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 三十二号及び三百十九号
- (三) 道路の区域

香川県仲多度郡まんのう町追上字三反地二二〇番四六から同町追上字三反地二二〇番四五まで

○四国地方整備局告示第七十五号 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十九年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成十九年九月二十日

路線名 供用開始の区間

- 高知県室戸市佐喜浜町 字下中尾 五三五八番 一号及び二号
- 五三五七番 三号
- 五三五四番 四号
- 五三三七番 一号
- 五三三二番 二号
- 五三三二番 六号から八号まで

○北陸地方整備局告示第百二十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。平成十九年九月二十日

- 一 施行者の名称 新潟県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十六年建設省告示第四百二十八号長岡都市計画、小千谷都市計画及び川口都市計画下水道事業信濃川下流域下水道（長岡処理区）
- 三 事業施行期間 自昭和五十六年三月十日平成二十六年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

四国地方整備局長 北橋 建治

四国地方整備局長 北橋 建治

四国地方整備局長 北橋 建治